

事 調 第 6 4 1 号  
令和 3 年（2021 年）10 月 18 日

各（総合）振興局産業振興部長 様  
地域産業担当部長 様

農政部農村振興局事業調整課長

農業農村整備事業の工事に係る労働災害防止の徹底について

農業農村整備事業における労働災害防止については、これまでも様々な機会を通じて、注意喚起を促してきたところであり、各（総合）振興局におかれましても現場の安全パトロールを実施するなど安全管理に努めてきたことと承知しています。

このような中、今月 15 日に留萌振興局発注工事において、クレーン車が横転し、オペレーター 1 名が死亡する事案が発生しました。

本年 9 月には営農用水施設管路の床仕上げ作業中、土留めが崩壊し、作業員が負傷し、数週間の入院をする事案が発生したところであり、今月には、バックホウの作業半径に入った作業員が旋回中のバケットに接触・転落し、頸椎を損傷し、入院が必要となる事案が発生しています。

これらの事故の多くは、基本的な安全活動の着実な実施・確認により防げた可能性があることから、各（総合）振興局におかれましては、これから工事の繁忙期を迎えるに当たり、事業者はもとより、すべての関係者が一丸となって死亡労働災害撲滅及び労働災害減少に向け、今一度、安全衛生活動の原点に立ち返った総点検と労働災害防止の徹底をお願いします。

（調整係 27-168）

（技術指導係 27-181）